

平成 24 年 7 月 9 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
環境大臣  
内閣官房長官

様

盛岡市内丸 10 番 1 号

岩手県議会議員 佐々木 博

### 六ヶ所再処理工場の安全の確保を求める意見書

六ヶ所再処理工場から放出される放射性物質から、県民の暮らしと三陸地域における水産業、農畜産業等を守るため、国において特段の措置を講ずるよう強く要望する。

#### 理由

東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能汚染の影響は、周辺に住む住民の暮らしはもとより、農畜産業や水産業、観光業など広範囲にわたり、経済的及び精神的な被害をもたらしている。

このような状況下において、青森県六ヶ所村にある再処理工場は、現行の諸制度及び各種技術等に基づき、同工場から排出される放射性物質の安全基準並びに耐震安全性は確保されているとされているが、一方で本格稼働に向けたアクティブ試験が平成 18 年 3 月 31 日に開始されてから、度重なるトラブルのため延長されている。

また、六ヶ所再処理工場は、これまで作業員の内部被曝やせん断機の油漏れなど事故やトラブルが発生しており、今後、地震の影響による電源喪失や冷却パイプの破断等により冷却機能が失われれば、福島第一原子力発電所事故を超える大惨事となる恐れがあるとの指摘がされている。

よって、国においては、六ヶ所再処理工場から放出される放射性物質から、県民の暮らしと三陸地域における水産業、農畜産業等を守るため、六ヶ所再処理工場に貯蔵されている高レベル放射性廃液の安全管理を徹底し、万が一、環境中に漏出させた場合、生命や暮らしを脅かすことのないよう防護策を講じるよう強く要望する。

上記のとおり地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。